職員の給与に関する報告

令和2(2020)年11月13日

栃木県人事委員会



人 委 第 129 号 令和2(2020)年11月13日

栃木県議会議長 相 馬 憲 一 様 栃木県知事 福 田 富 一 様

栃木県人事委員会

委員長 五家正

職員の給与に関する報告について

地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、職員の給与について別紙のとおり報告します。

報告

本委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果に基づき、本年11月6日、職員の特別給の支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行った。

その際、月例給に関しては、本年8月17日から9月30日までの期間で調査を実施するとともに、その調査結果に基づき、4月分の給与について公民較差を算出し、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

今般、月例給に関する調査が完了し、結果を取りまとめたことから、その概要を次のとおり報告する。

1 公民給与の状況

(1) 職員給与の状況

本委員会が本年4月1日時点で在職する職員について実施した「令和2 (2020)年職員給与実態調査」の結果によると、職員数は21,807人であって、その従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、事務職、研究職、医療職、技術職、公安職及び教育職の7種11給料表の適用を受けている。

これらの職員のうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表及 び事務職給料表の適用者(国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者 に相当する職員及び本年4月1日付け新規学卒の採用者を除く。以下 「行政職員」という。)は4,889人であって、その平均年齢は43.3歳、 平均経験年数は21.4年となっており、本年4月におけるその平均給与月 額(所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の強い通勤 手当等を除く給料、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、住居手当等の給与(比較給与)の平均月額)は369,454円となっている。

(職員の給与等に関する報告(令和2(2020)年11月6日)

2の(1) 参照)

(2) 民間給与の状況

ア 職種別民間給与実態調査

本委員会は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所858(母集団事業所)のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した178の事業所を対象に、「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務の行政職員と類似すると認められる事務・技術関係22職種の約5,400人及び研究員、教員等32職種の約400人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた所定内給与及び所定外給与の月額等を詳細に調査した。

月例給に関する調査の完了率は、先行して実施した特別給等に関する調査に引き続き民間事業所からの格段の理解と協力を得て、83.0%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

(職員の給与等に関する報告(令和2(2020)年11月6日)

2の(2) 参照)

イ 初任給の状況

本年の「職種別民間給与実態調査」における民間事業所の初任給の 状況について、新規学卒の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 25.1% (昨年21.4%)、高校卒で21.1% (同20.2%)となっている。 そのうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で47.6% (同 39.6%)、高校卒で42.3% (同48.7%)、据え置いた事業所の割合は、 大学卒で50.5% (同60.4%)、高校卒で57.7% (同51.3%) となっている。

(参考資料第2表)

(3) 本年の月例給に関する職員給与と民間給与との比較

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に 基づき、職員においては一般の行政事務を行っている行政職員、民間に おいては行政職員と類似すると認められる職種(事務・技術関係職種) の者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じく する者同士の4月分の給与額(職員にあっては比較給与の月額、民間に あっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額)を対比させ、 精密に比較(ラスパイレス方式)を行った。

その結果、職員給与が民間給与を84円(0.02%)上回っていた。

民 間 給 与 ①	職 員 給 与 ②	較 差 [①-② ×100(%)]
369,370円	369,454円	△84円 (△0.02%)

職員給与と民間給与との較差

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 人事院勧告等の概要等

人事院勧告等の概要、物価及び生計費並びに国及び他の都道府県との比較内容については、先の11月6日の職員の給与等に関する報告のとおりである。

3 本年の月例給の改定方針

職員給与は、1(3)のとおり、本年4月時点で、民間給与を84円(0.02%)上回っているが、公民給与の較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、従来から月例給の改定を見送っている。

このため、本委員会は、このような公民給与の較差に加え、民間における給与改定等の状況、物価及び生計費の状況、国及び他の地方公共団体の職員の給与等地方公務員法に定める給与決定の諸条件を総合的に勘案した結果、月例給の改定を行わないこととする。